

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 電動工具は、人体及び／又は周囲に危害を与えないように安全に動作する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.2  箇条18 18.3  箇条19 19.1  19.4  19.5	箇条10 始動 10.2 電動工具には、始動時に設備電源の過電流保護装置の異常動作につながる過大な入力電流が流れてはならない。 箇条18 異常運転 18.3 直巻モータを組み込んだ電動工具は、定格電圧の1.3倍の電圧で、無負荷で1分間、附属品なしで運転する。試験中、電動工具は、部品を排出してはならない。 箇条19 機械的危険 19.1 電動工具の可動部分及びその他の危険な部分は、電動工具の使用及び動作に影響がない限り、通常使用において、人に危険を与えないように適切な保護を備えるか、又は覆われていなければならない。 19.4 電動工具は、使用中の安全な取扱いを確保するために、適切な保持面をもたなければならない。 19.5 電動工具は、必要な場合、切断工具が工作物と接触することを目視できるような設計及び構造でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19.9	19.9 留め具は、ガード又は機械に取り付けたままでなければならない。	
				箇条21	箇条21 構造	
				21.1	21.1 異なる電圧及び速度を設定できる電動工具は、設定が偶発的に変わるおそれがない構造でなければならない。	
				21.2	21.2 電動工具は、制御装置の設定が偶発的に変わらない構造でなければならない。	
				21.3	21.3 湿気に対する所定の保護の度合いを保証している部分は、工具を用いずに着脱できてはならない。	
				21.4	21.4 ハンドル、ノブ及びこれらに類するものが、スイッチ又は類似の部品の位置を指示するために用いられている場合には、誤った位置に取り付けることができなければならない。	
				21.5	21.5 可とうケーブル又はコードを交換するときに移動させる必要があるスイッチで、外部導体用端子としても機能するスイッチは、内部配線に過度な応力を加えることなく可とうケーブル又はコードが交換できなければならない。	
				21.8	21.8 クラスⅡ電動工具の絶縁壁及び付加絶縁又は強化絶縁として用いる部分で、使用者による保守を行った後の再組立てのときに組み忘れるおそれがある部分は、次のいずれかでなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				21.10	a) 壊さなければ、着脱できない方法で取り付ける設計。 b) 異なった場所に戻ることができないような設計であつて、かつ、付け忘れた場合には、電動工具が運転できないか、又は明らかに不完全であることが分かる設計。 21.10 モータの外郭の空気取入口は、安全を損なうおそれがある異物の侵入が生じてはならない。	
				21.13	21.13 電動工具は、内部配線、巻線、整流子、スリップリング及びこれらに類するものの絶縁部分並びに一般の絶縁部分が、油、グリース及びこれらに類するものにさらされることのない構造でなければならない。	
				21.14	21.14 電動工具は、工具を使わずに、ブラシに触れることができてはならない。	
				21.16	21.16 工具を用いないで接触することが可能な部分を持ち、通常使用において清掃などが必要な電動工具の場合、電気的な接続は、清掃中に引っ張られることのないように、配置しなければならない。	
				21.17	21.17 電動工具は、モータを制御する電源スイッチをもたなければならない。このスイッチの操作部は、容易に視認でき、接触できなければならない。	
				21.18.1	21.18.1 手持形電動工具の場合、モータを制御する電源スイッチは、ロックオン装置の有無にかかわらず、規定によ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				21.18.1.1	<p>るハンドル又は保持面を解放することなく、使用者が“オン”位置と“オフ”位置とを切り換えることが可能なモーメンタリ電源スイッチでなければならない。</p> <p>21.18.1.1 モーメンタリ電源スイッチを“オン”位置に固定するために別の操作が必要な場合、スイッチは、電動工具の握りを解放することなく、単一動作によって自動的に固定を解除できなければならない。</p>	
				21.18.2	<p>21.18.2 可搬形電動工具の場合、モータを制御する電源スイッチは、取扱説明書へ記載する作業者の位置から、合理的に予測可能ないかなる危険もなく、“オン”又は“オフ”操作が容易に可能でなければならない。</p>	
				21.18.2.2	<p>21.18.2.2 オン・オフ制御は、作業者によって単一な直線運動でオフにすることができなければならない。</p> <p>フラップカバーで停止ボタンを覆う構造の場合、フラップを押すことで電動工具を停止する構造でなければならない。</p>	
				21.18.2.4	<p>21.18.2.4 プッシュプルスイッチは、内側への押込みによってオフにならなければならない。</p>	
				21.22	<p>21.22 感電、湿気又は可動部分との接触に対する必要な保護等級を提供する着脱ができない部分は、工具を用いてだけ取り外せるか、又は確実な方法で固定しなければならない</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				21.23	<p>い。</p> <p>21.23 ハンドル、ノブ、グリップ、レバー、その他これに類するものが緩んだ場合、危険が生じるおそれがあるときは、緩むことがない確実な方法で取り付けなければならない。</p>	
				21.28	<p>21.28 操作ノブ、ハンドル、レバー及びこれらに類するもののシャフトは、充電部であってはならない。</p>	
				21.29	<p>21.29 クラスⅢ構造以外の場合、保持又は操作するハンドル、レバー及びノブは、絶縁が破壊された場合であっても充電部になってはならない。</p>	
				21.31	<p>21.31 クラスⅡ電動工具の場合、コンデンサは可触金属部に接続してはならない。また、そのケーシングが金属製の場合は、付加絶縁によって可触金属部から絶縁しなければならない。</p>	
				21.32	<p>21.32 コンデンサは、温度過昇防止装置の接点間に接続してはならない。</p>	
				21.33	<p>21.33 電球受金は、電球の接続以外の目的に用いてはならない。</p>	
				21.35	<p>21.35 集じん</p> <p>JIS C 62841の関連する個別規格群によって規定する電動工具であって、相当量の粉じんを発生する電動工具は、作</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				業工程の副産物を排出するための一体形の集じん吸引装置をもつか、外部の吸引装置の接続を可能にするように設計した粉じん排出口をもたなければならない。		
			箇条22	箇条22 内部配線		
			22.2	22.2 内部配線は、沿面距離及び空間距離が規定した値未満にならない硬さであるか、固定されていない。		
			22.5	22.5 接触圧力が加わる場合、より線は、鉛とすずとのはんだによって束ねてはならない。		
			箇条23	箇条23 構成部品		
			23.1.9	23.1.9 モータの巻線と直列に接続したコンデンサの場合、電動工具を定格電圧の1.1倍の電圧で無負荷運転したとき、コンデンサの両端の電圧がコンデンサの定格電圧の1.1倍の電圧を超えてはならない。		
			23.1.10	23.1.10 スイッチは、この規格への適合を損なうような故障が起こらない構造でなければならない。		
			23.1.10.1	23.1.10.1 電源スイッチの定格は、次に適合しなければならない。 －電圧は、定格電圧以上 －電流は、定格電流以上		
			23.1.10.3	23.1.10.3 モータ駆動電動工具並びに芝生用及び庭園用電		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				23.4	<p>動機械で用いる電源スイッチは、十分な遮断容量をもっていなければならない。</p> <p>23.4 特別低電圧回路用のプラグ及びコンセント、並びに電熱素子の端子装置として使用されるプラグ及びコンセントは、電源プラグ及びコンセントの形状と互換性があるてはならない。</p>	
				箇条24	<p>箇条24 電源接続及び外部可とうコード</p>	
				24.1	<p>24.1 電動工具は、長さが1.8 m以上で、プラグをもつ電源コード等の電源への接続手段を備えていなければならない。</p> <p>プラグ、コネクタ及びインレットは、電動工具の定格に適したものでなければならない。</p>	
				24.2	<p>24.2 電源コードは、次のいずれかによって電動工具に取り付けなければならない。</p> <p>a) X形取付け</p> <p>b) Y形取付け</p> <p>c) Z形取付け。</p>	
				24.3	<p>24.3 プラグには、複数の可とうコードを取り付けてはならない。</p>	
				24.7	<p>24.7 電源コードの導体に、接触圧力が加わる場合、鉛とすずとはんだ付けによって束ねてはならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.8	24.8 全てのタイプのアタッチメントについては、外郭又はその一部への電源コードの一体成形が、電源コードの絶縁に影響を与えてはならない。	
				24.14	24.14 コード止めは、工具を用いたときだけ触れることができるような配置であるか、又は工具を用いたときだけコードを取り付けることができる設計でなければならない。	
				24.15	24.15 コード止めは、次のような設計にしなければならない。 －コードに直接接触する金属ねじで、コードを締め付けない構造、等	
				24.16	24.16 X形取付けの電源コードの場合のコード止めは、次のような設計とするか、又は次のように配置しなければならない。 －コードの交換が容易にできる構造、等	
				24.17	24.17 X形取付けの場合、コードを結び目の中を通したり、端を糸で縛るような方法を用いてはならない。	
				24.18	24.18 X形取付け電動工具の場合、電源コードを接続するための内部空間又は接続する部分は、次の設計でなければならない。 －カバーをもつ場合、電源導体又は絶縁を損傷することなくカバーを取り付けることができる設計、等	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.19	24.19 機器用インレットは、コネクタが簡単に挿入できるように配置しなければならない。	
				24.21	24.21 相互接続コードは、コードが外れたとき、この規格に適合しなくなる場合は、工具を用いずに着脱できるものであってはならない。	
				箇条25	箇条25 外部導体用端子	
				25.1	25.1 電動工具は、外部導体を接続するための端子又は同等の効果がある装置を備えていなければならない。	
				25.3	25.3 X形取付け用端子は、縮付部を締めたり緩めたりした場合に、端子に緩みを生じてはならない。	
				25.5	25.5 ピラー端子は、穴に差し込んだ導体の端が見えるか、又はねじの呼び径の半分若しくは2.5 mmのいずれか大きい方の値以上にねじ穴を通り抜けるような構造及び配置でなければならない。	
				箇条26	箇条26 接地接続の手段	
				26.2	26.2 接地用端子の縮付部は、偶発的に緩むおそれがないように確実に固定し、かつ、工具を用いずに端子を緩めることができてはならない。	
				箇条27	箇条27 ねじ及び接続	
				27.2	27.2 電気接続部は、収縮したりひずんだりするおそれがある絶縁材料を介して、接触圧力を伝えないような構造で	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				27.5.1	なければならない。 27.5.1 導体は、複数の手段によって固定するか、又は外れた場合に安全性を損なってはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条26 26.3	箇条26 接地接続の手段 26.3 着脱できる部分に接地接続をもつ場合、その部分を所定の位置に置くときは、通電部に接続する前に接地部を接続するようになっていなければならない。また、その部分を取り外すときには、接地接続より前に通電接続が外れなければならない。 電源コードをもつ電動工具の場合には、端子の配置、又はコード止めと端子との間の導体の長さは、コードがコード止めから滑って抜けたときに接地用導体よりも先に、通電導体が引っ張られるようになっていなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.3 6.3.2	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源 6.2 電動工具は、関連するレーザクラスについて、規定で要求される記号を表示しなければならない。 6.3 電動工具が非干渉性光源をもつ場合、非干渉性光源によって危害のリスクが存在するおそれがある場合、電動工具の使用者に、光生物学的な危害のリスクを警告しなければならない。 6.3.2 蛍光灯光源、白熱光源又はLED光源によって可視光	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条8	を放射する電動工具は、次の表示をしなければならない。 － “注意：発光中のランプを見つめないで下さい。”、等 箇条8 表示及び取扱説明書	
				8.1	8.1 電動工具には、次の定格に関する情報を表示しなければならない。  － 定格入力（単位はワット）、又は定格電流（単位はアンペア）、等	
				8.1.1	8.1.1 電圧又は周波数の定格値に範囲をもち、その範囲全体にわたって調節なしに運転することができる電動工具には、その範囲の下限値と上限値とをハイフン“－”で分けて表示しなければならない。	
				8.1.2	8.1.2 複数の定格電圧、一つの定格電圧範囲又は複数の定格電圧範囲を表示した電動工具には、各々の電圧又は電圧範囲ごとに、定格入力又は定格電流を表示しなければならない。	
				8.2	8.2 電動工具は、次と同等の安全警告を表示しなければならない。  － “警告－けがのリスクを軽減するために取扱説明書をお読み下さい”、等	
				8.3	8.3 電動工具は、次の情報を表示しなければならない。  － 製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は識別表	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.7	示、等 8.73芯以上の電源線に接続する電動工具には、端子が明確に特定されている場合を除き、電動工具に固定した結線図を備えなければならない。	
				8.11	8.11 電動工具を操作中に調整する制御装置は、調整する特性値が増加又は減少する調整方向を示す表示をしなければならない。	
				8.14.1.3	8.14.1.3 安全説明書と取扱説明書とを分割している場合は、規定の警告を、取扱説明書に日本語で記載しなければならない。	
				箇条23	箇条23 構成部品	
				23.1.1	23.1.1 モータの補助巻線内のコンデンサには、定格電圧及び定格静電容量を表示しなければならない。	
第四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.1 箇条17 17.1	箇条15 耐腐食性 15.1 関連する個別規格群で規定する通電部分及び機械部品の鉄製部分は、腐食に対する保護を十分に施さなければならない。 箇条17 耐久性 17.1 規定の耐久性試験において、電動工具は、この規格への適合性を損なうような電氣的又は機械的な不良を生じない構造でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条21	箇条21 構造	
				21.17.1	21.17.1 スイッチの引き金が手のひらを握るような指の動作で操作する、ロックオフシステムをもつ電動工具の場合、ロックオフシステムは、乱暴な取扱い又は環境条件に耐えるのに十分な耐久性をもつ設計でなければならない。	
				21.25	21.25 導電部、その他の金属部で、腐食によって危険が生じるおそれがある部分は、通常使用状態の下で耐腐食性をもたなければならない。	
				21.34	21.34 保護インピーダンスは、機器の寿命期間内に、そのインピーダンスが大きく変化するおそれがない複数の部品で構成しなければならない。	
				箇条22	箇条22 内部配線	
				22.4	22.4 アルミニウム巻線への接続は、アルミニウムと他の金属との間に生じるおそれのある腐食の影響を考慮し、耐腐食性の要求事項に適合しなければならない。	
				22.6	22.6 通常使用において、位置又は角度を調整できるハンドルなど、互いに関連して動作することが可能な電動工具の異なる部分は、規定の屈曲試験を行ったとき、接地接続回路を含めて、電氣的接続及び内部導体に過度のストレスが生じてはならない。	
				箇条23	箇条23 構成部品	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				23.1.6	23.1.6 通常使用時において、開閉が繰り返される電気機械接点を含む自動温度調節装置は、それらの意図する用途に適した耐久性をもたなければならない。	
				23.1.10.2	23.1.10.2 スイッチは、加速サイクル耐久試験において、オン及びオフが可能でなければならない。	
				箇条24	箇条24 電源接続及び外部可とうコード	
				24.11	24.11 運転中に曲げられる電源コードをもつ、可搬形電動工具以外の電動工具は、規定の屈曲試験において、電源コードの引込口での繰り返しの屈曲から電源コードを保護する構造でなければならない。	
				箇条26	箇条26 接地接続の手段	
				26.4	26.4 外部導体の接続を意図した接地用端子の各部分は、その部分に接地用導体の銅の部分が接触することによって、又はその部品に接触している他の金属によって腐食が生じてはならない。  金属のフレーム又は外郭の部分以外の絶縁不良時に電気を通す可能性がある部分は、めっきした、又はめっきなしの場合は、十分な耐腐食性をもつ金属製でなければならない。  接触圧力を加えたり伝えたりすることだけを目的とした、めっきした金属製の部分又は生地（生地）の金属製の部分には、適	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					切な防せい（錆）対策を施さなければならない。	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2 箇条8 8.1 箇条14 14.1 14.2	箇条7 分類 7.2 電動工具は、水の有害な浸入に対し適切な保護等級をもたなければならない。 箇条8 表示及び取扱説明書 8.1 電動工具には、次の定格に関する情報を表示しなければならない。 ー水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード、等 箇条14 耐湿性 14.1 電動工具は、通常使用時に生じる湿気に耐えなければならない。 14.2 電動工具の外郭は、電動工具の分類に従って、水に対する適切な保護等級をもっていなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.1 箇条21	箇条13 耐熱性及び耐火性 13.1 次に掲げる部品は、熱による変形に対して十分な耐性をもたなければならない。 ー外郭として用いる熱可塑性材料の部分 ー充電部分を保持する熱可塑性材料の部分 ー付加絶縁又は強化絶縁として用いる熱可塑性材料の部分 箇条21 構造	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				21.6	21.6 含浸されたものを除き、木材、綿、絹、普通紙及びこれらに類する繊維質又は吸湿性のある材料は、絶縁の用途に用いてはならない。	
				21.7	21.7 必要な絶縁レベルを確保するために、駆動ベルトに依存してはならない。	
				21.12	21.12 圧縮焼結しない磁器材料及び類似の材料並びに単独のビーズは、付加絶縁又は強化絶縁として用いてはならない。 付加絶縁及び／又は強化絶縁として用いるエラストマ材、天然ゴム又は合成ゴムの部分は、耐劣化性がなければならない。	
				21.14	21.14 電動工具の外部から接触可能であるねじ込み式のブラシキャップは、絶縁物でできているか、又は絶縁材料で覆っていないなければならない。	
				箇条22	箇条22 内部配線	
				22.4	22.4 アルミニウム電線は、内部配線として用いてはならない。	
				箇条23	箇条23 構成部品	
				23.1.2	23.1.2 無線妨害抑制用コンデンサは、コンデンサの個別規格に適合しなければならない。	
				23.1.3	23.1.3 E10ランプホルダに類似する小形ランプホルダは、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				23.1.4	ねじ込みランプソケットの規格で規定するE10ランプホルダの要求事項に適合しなければならない。 23.1.4 絶縁変圧器又は安全絶縁変圧器は、それぞれ、変圧器の個別規格に適合しなければならない。スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器は、変圧器の個別規格に適合しなければならない。	
				箇条24	箇条24 電源接続及び外部可とうコード	
				24.4	24.4 電源コードは、次と同等以上の特性のものでなければならない。 ーオーデナリーゴムシース付きコード、等	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条7 7.1  箇条9 9.1  9.3  9.4	箇条7 分類 7.1 電動工具は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれかでなければならない。 クラス0I、クラスI、クラスII 箇条9 充電部への近接に対する保護 9.1 電動工具は、充電部との偶発的な接触に対して十分な保護をする構造でなければならない。また、充電部は覆われていなければならない。 9.3 充電部には、規定の検査プローブが接触してはならない。 9.4 クラスII電動工具及びクラスII構造の電動工具の開口	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.5	部に、規定の検査プローブを当てたとき、検査プローブは、充電部に触れてはならない。 9.5 クラスII電動工具及びクラスII構造の電動工具は、基礎絶縁との不慮の接触に対する適切な保護がなければならぬ。二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から分離していない部分は、接触可能であってはならない。	
				箇条18	箇条18 異常運転	
				18.1	18.1 電動工具は、異常運転によって感電に対する保護を損なうような機械的損傷の危険を可能な限り防止するような設計でなければならない。	
				18.1.1	18.1.1 規定の異常運転試験において、電動工具は、充電部との偶発的な接触に対して十分な保護をする構造でなければならない。	
				18.5.3	18.5.3 電動工具は、回転子等の拘束試験を行ったとき、充電部との偶発的な接触に対して十分な保護をする構造でなければならない。	
				18.6	18.6 電子回路は、故障状態が感電に関して、電動工具が不安全にならないように設計、及び適用しなければならない。	
				箇条20	箇条20 機械的強度	
				20.1	20.1 衝撃試験等において、電動工具の充電部は、規定の	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				検査プローブにより触れてはならない。 箇条21 21.11 21.21 21.34 箇条22 22.6 箇条24 24.19 箇条25	箇条21 構造 21.11 クラス0Ⅱ電動工具及びクラスⅠ電動工具は、電線、ねじ、ナット、座金、ばね、ブラシ、ブラシホルダ構成部品及びこれらに類するものが緩んだり、所定の場所から外れたりした場合に、可触金属部が充電部にならないような構造でなければならない。 21.21 電動工具は、プラグのピンに接触したとき、充電されたコンデンサからの感電の危険がないような設計でなければならない。 21.34 保護インピーダンスに用いる部品のいずれか1個に、短絡又は開放が生じても、規定する値を超えてはならない。 箇条22 内部配線 22.6 金属製の可とうチューブの屈曲試験後、電動工具の充電部は接触できてはならない。 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.19 機器用インレットは、コネクタの挿入又は抜取り時に充電部が可触にならないように配置又は密閉しなければならない。 箇条25 外部導体用端子	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.7	25.7 X形取付け用端子は、導体を取り付けたときに、より線の素線の1本が端子部から外れた場合、充電部と可触金属部との間で偶発的な接触が生じるおそれがないような配置とするか、又は遮へいしなければならない。また、クラスII電動工具の場合には、充電部と付加絶縁だけで可触金属部から絶縁した金属部との間で、偶発的な接触が生じるおそれがないような配置とするか、又は遮へいしなければならない。	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14  14.3  14.4  14.5	箇条14 耐湿性  14.3 液体システム又は液体の流出が、使用者に対する感電の危険性を増加させてはならない。 液漏れ試験後、漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。  14.4 液体システムは、運転中の液体の圧力に部品が耐えることができないことによって、使用者に対する感電の危険性を増加させてはならない。 水圧試験後、漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。  14.5 液体システムの故障が発生した場合の感電に対する保護のために使用する漏電遮断器は、次を満たさなければならない。 ー漏電遮断器は、漏えい電流が10 mAを超えた場合、300	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条18 18.5 箇条21 21.15 箇条24 24.6 箇条26 26.1 26.5	ms以内で、両方の電源導体を遮断しなければならない、等 箇条18 異常運転 18.5 クラスII電動工具、又はクラスII構造を用いるクラス0I電動工具若しくはクラスI電動工具が過負荷条件を受けた場合、感電に対する保護が損なわれてはならない。 箇条21 構造 21.15 液体システムをもつ電動工具は、液体システムの故障の場合、液体の存在によって増加した感電の危険から使用者を保護しなければならない。 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.6 クラスI電動工具の電源コードは、電動工具の内部接地端子及びプラグの接地接点に接続されていなければならない。 箇条26 接地接続の手段 26.1 絶縁不良が生じた場合に、充電部になるおそれがあるクラス0I電動工具及びクラスI電動工具の可触部分は、電動工具の内部の接地用端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。 26.5 接地用端子又は接地極と接地金属部との間の接触抵抗は、規定の値以下でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書C C.1	附属書C 漏えい電流 C.1 一般条件 可触金属部及び金属はくへの漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12  箇条14  箇条16  箇条18 18.1  18.4	箇条12 温度上昇 モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。  箇条14 耐湿性 電動工具は、規定の耐湿試験の後に行われる耐電圧試験に耐えなければならない。  箇条16 変圧器及び関連回路の過負荷保護 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ電動工具は、生じるおそれがある短絡によって、変圧器の内部又は変圧器に接続した回路の温度が過度にならないような構造であり、モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。  箇条18 異常運転 18.1 規定の異常運転試験において、充電部と可触部分との間は、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。  18.4 多相誘導モータを組み込んだ工具は、1相の結線を外して運転したとき、規定する試験時間の終了時、巻線の温	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				18.5	度は、規定する値を超えてはならない。 18.5 クラスII電動工具、又はクラスII構造を用いるクラス0I電動工具若しくはクラスI電動工具が過負荷条件を受けた場合、感電に対する保護が損なわれず、規定の耐圧試験に耐えなければならない。	
				18.6	18.6 電子回路は、部品の故障試験において、プリント回路基板の導体が開路になったとき、いずれの緩んだ導体も、充電部と可触導電部品との間の沿面距離又は空間距離は、規定する値を下回ってはならない。	
				箇条20	箇条20 機械的強度	
				20.1	20.1 衝撃試験等の後、電動工具は、充電部と可触部分との間で、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。	
				箇条21	箇条21 構造	
				21.9	21.9 電動工具内の配線として用いる可とうケーブル又はコードの内部導体は、クラスII構造の部分で用いる場合、可触金属部から絶縁しなければならない。	
				21.11	21.11 クラスII電動工具又はクラスII構造の電動工具において、電線、ねじ、ナット、座金、ばね及びこれらに類するものが緩んだり、所定の場所から外れたりした場合に、付加絶縁又は強化絶縁を介した沿面距離又は空間距離は、規定した値以上でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				21.19	21.19 電動工具は、使用者による保守の間に取り外したねじを誤って再組立て時に交換したときに、感電に対する保護に影響を与えないよう、充電部と可触金属部との間の沿面距離及び空間距離は、規定する値未満になってはならない。	
				21.26	21.26 感電に対する必要な保護等級を提供するための信頼性を安全特別低電圧（SELV）に依存する部分をもつ電動工具は、安全特別低電圧（SELV）で動作する部分と他の充電部との間の絶縁が、二重絶縁又は強化絶縁に関する要求事項に適合する設計でなければならない。	
				21.27	21.27 保護インピーダンスによって分離する部分は、二重絶縁又は強化絶縁に関する要求事項に適合しなければならない。	
				21.29	21.29 クラスⅢ構造以外の場合、保持又は操作するハンドル、レバー及びノブは、絶縁が破壊された場合であっても充電部になってはならない。	
				21.31	21.31 クラスⅡ電動工具の場合、コンデンサは可触金属部に接続してはならない。また、そのケーシングが金属製の場合は、付加絶縁によって可触金属部から絶縁しなければならない。	
				箇条23	箇条23 構成部品	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				23.5	23.5 電源に接続し、電動工具の定格電圧に対して不適切な基礎絶縁のモータにおいて、整流回路を通して電源を供給するモータをもつクラスI機器の場合、直流回路は、電動工具の可触部分から二重絶縁又は強化絶縁によって絶縁しなければならない。	
				箇条24	箇条24 電源接続及び外部可とうコード	
				24.20	24.20 相互接続コードの導体の絶縁は、その動作電圧に対して十分なものでなければならない。	
				箇条25	箇条25 外部導体用端子	
				25.3	25.3 X形取付け用端子は、内部配線には応力が加わらない状態で、沿面距離及び空間距離が規定した値未満にならないように固定しなければならない。	
				箇条28	箇条28 沿面距離、空間距離及び固体絶縁（通し絶縁距離）	
				28.1	28.1 沿面距離及び空間距離は、規定する値以上でなければならない。	
				28.2	28.2 動作電圧に応じて、固体絶縁（通し絶縁距離）が十分でなければならない。	
				附属書B	附属書B 電動工具の定格電圧に対して十分な基礎絶縁をもたず、商用電源から絶縁されていないモータ	
				B.12	B.12 温度上昇 電動工具の定格電圧に対して十分な基礎絶縁をもたず、商	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				B.21 B.21.201  附属書D D.2	用電源から絶縁されていない動作電圧が42.4 V以下（ピーク値）のモータにおいて、モータの器体の温度上昇値は、絶縁物に接触する場合、関連する絶縁物に関して、規定する値を超えてはならない。  B.21 構造  B.21.201 整流回路を通して電源を供給するモータをもつクラスI機器の場合、直流回路は、電動工具の可触部分から二重絶縁又は強化絶縁によって絶縁しなければならない。  附属書D 耐電圧  D.2 電気強度試験  規定の電気強度試験において、フラッシュオーバー又は絶縁破壊が生じてはならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2  箇条18 18.1  18.1.1	箇条13 耐熱性及び耐火性  13.2 非金属材料の部品は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。  箇条18 異常運転  18.1 電動工具は、異常運転によって火災に対する保護を損なうような機械的損傷の危険を可能な限り防止するような設計でなければならない。  18.1.1 規定の異常運転試験において、電動工具は炎又は溶	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				18.5.3	融金属を放出してはならない。 18.5.3 電動工具は、回転子等の拘束試験を行ったとき、電動工具は炎を放出してはならない。	
				18.6	18.6 電子回路は、部品の故障試験において、部品に覆った医用ガーゼ又はティッシュペーパーは、焦げ又は燃焼してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12 12.1	箇条12 温度上昇 12.1 電動工具のハンドル、ノブ、グリップ、その他これに類するものは、定格入力又は定格電流において規定の温度以上になってはならない。	
第十一条 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.2 19.3 19.7 19.8	箇条19 機械的危険 19.2 電動工具には、使用者に危険を及ぼすおそれがある凹凸又は鋭い角があってはならない。 19.3 集じん装置をもつ場合、着脱できる部分又は集じん装置を取り外した後の集じん口から危険な可動部分に触れることができてはならない。 19.7 床又は机のような表面上で用いることを意図した可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械は、十分な安定性をもたなければならない。 19.8 特定された車輪をもつ可搬形電動工具は、輸送中に	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				十分な安定性をもたなければならない。 箇条21 21.24 箇条22 22.1 箇条24 24.9 24.10 24.12	箇条21 構造 21.24 可とうコードの保存フック及びこれらに類する装置は、滑らかで十分に丸みがなければならない。 箇条22 内部配線 22.1 配線を引き回す箇所は、滑らかであり、かつ、とがった角があってはならない。 配線は、絶縁物をきずつけるおそれがあるばり、冷却フィン及びこれらに類するものに接触しないように保護しなければならない。 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.9 電源コードをもつ電動工具の場合、引込口は、電源コードへの損傷を保護するような構造でなければならない。 24.10 コード引込口及びブッシングは、次によらなければならない。 a) 電源コードへの損傷を防止する形状 b) 確実な固定 c) 工具を用いないで、着脱が不可能 24.12 運転中に曲げられる電源コードをもつ、可搬形電動工具以外の電動工具は、電源コードの引込口で繰り返しの	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				14.13	屈曲から電源コードを保護する設計であり、規定の強度試験に耐えなければならない。 24.13 電源コードをもつ電動工具は、コード止めを備えていなければならない。コード止めは、端子部において導体に加わるねじれを含むひずみを緩和し、導体の絶縁物を摩耗から保護しなければならない。	
				箇条25	箇条25 外部導体用端子	
				25.4	25.4 X形取付け用端子は、導体に損傷を与えないような設計でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条18	箇条18 異常運転	
				18.7	18.7 運転状態のまま回転方向を切り換えることが可能な場合、モータの回転を逆にするためのスイッチ、及びその他の装置は、運転状態のまま回転方向に切り換えたときに生じる応力に耐えなければならない。	
				箇条19	箇条19 機械的危険	
				19.1	19.1 電動工具の保護外郭、カバー、ガード及びこれらに類するものは、意図した目的に関して十分な機械的強度をもたなければならない。	
				箇条20	箇条20 機械的強度	
				20.1	20.1 電動工具は、十分な機械的強度をもち、予期する手荒な扱いに耐える構造でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				20.4	20.4 ブラシホルダの接触可能なキャップは、十分な機械的強度をもっていなければならない。	
				20.5	20.5 隠れた配線又は自らのコードを切断するおそれのある全ての電動工具の場合、取扱説明書で指定するハンドル及び保持面は、保持領域と出力軸との間の絶縁をするための十分な機械的強度をもたなければならない。	
				箇条24	箇条24 電源接続及び外部可とうコード	
				24.16	24.16 X形取付けの電源コードの場合のコード止めは、規定の引張試験を行ったとき、規定を超える変位が生じてはならない。	
				箇条25	箇条25 外部導体用端子	
				25.2	25.2 電源コード用端子は、接続部に5Nの引張力を加えたとき、接続部にこの規格の要求事項に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。	
				箇条27	箇条27 ねじ及び接続	
				27.1	27.1 故障することによって、この規格に適合しなくなるおそれがある取付部及び電氣的接続部、並びに接地導通を行う接続部は、通常使用時に生じる可能性がある機械的応力に耐えなければならない。	
				27.5	27.5 通常使用時に断路することを意図しないねじなしコネクタは、通常使用時に断路することを防止するため、コ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ネクタに配線を挿入する方向と反対向きに5 Nの力を加えたとき、それに耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 箇条12 12.5 箇条18 18.1.1 18.5.3	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源 6.1 電動工具は、毒性、又はこれに類する危険性が生じてはならない。 箇条12 温度上昇 12.5 温度上昇試験中、封止コンパウンドは、流出してはならない。 箇条18 異常運転 18.1.1 規定の異常運転試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。 18.5.3 回転子等の拘束試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源 注記 以前の研究によって、規定に従って測定される、電動工具又は芝生用及び庭園用電動機械から放射される電磁界 (EMF) のレベルは、適用する限度値よりかなり低い値であって、EMFの唯一の発生源は、一般的には交直両用モータ、直流 (ブラシ有り又は無し) モータ、誘導モータ又はソレノイドモータである。従って、規定に従った一般的な測定は不要とされた。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項  電動工具は、人体及び／又は周囲に危害を与えないように安全に動作する構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.17.1  21.18.1.2  21.18.2.3	箇条21 構造  21.17.1 スイッチの引き金が手のひらを握るような指の動作で操作する、ロックオフシステムをもつ電動工具の場合、ロックオフシステムは、スイッチの引き金だけの操作で電動工具が始動しないような設計でなければならない。  21.18.1.2 個別規格で、意図しない始動に関連するリスクが存在すると規定している場合、電源スイッチの引き金及びロックオフ装置は、誤操作が発生しにくい位置に設計するか、又は保護しなければならない。  21.18.2.3 電源スイッチは、意図しない動きによって、スイッチが“オン”位置にならないような位置にするか、設計するか又はスイッチを防護しなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.18.2.1	箇条21 構造  21.18.2.1 可搬形電動工具は、モーメンタリ電源スイッチをもたない場合、電源の中断後に電圧が回復したときに危険が生じてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条23 23.2 23.3	箇条23 構成部品 23.2 電動工具には、はんだ付けによって復帰することが可能な温度過昇防止装置を備えてはならない。 23.3 電動工具のスイッチをオフにするような保護装置（例えば、過負荷保護装置又は温度過昇防止装置）又は保護回路は、関連する個別規格群の規定において、意図しない始動に関連するリスクがある場合は、非自己復帰形のものでなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1	箇条10 始動 10.1 電動工具は、使用中に起こる可能性のある通常の電圧状態の下で始動しなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 箇条24 24.5 24.20	箇条11 入力及び電圧 定格入力又は定格電流は、測定した無負荷の入力又は電流の110%以上でなければならない。 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.5 電源コードは、規定する値以上の公称断面積をもつもの、又は規定の許容電流に適合するものでなければならない。 24.20 相互接続コードの導体の断面積は、温度上昇試験中に導体に流れる最大電流に基づいて決定されなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18 18.8 18.8.1	箇条18 異常運転 18.8 安全重要機能をもつ電子回路 18.8.1 一般 安全重要機能をもつ電子回路は、予期できる環境において起こり得る電磁環境ストレスにさらされても、安全重要機能の損失に影響があつてはならない。 電子回路に対して、規定のイミュニティ試験の後、安全重要機能を損失してはならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1.2 8.2 8.4	箇条8 表示及び取扱説明書 8.1.2 入力又は電流と、電圧との関係が明確に分かるように、定格入力又は定格電流の上限値及び下限値を電動工具に表示しなければならない。 8.2 電動工具は、安全警告を表示する場合、“警告”の文字高さは、2.4 mm以上でなければならない。 8.4 安全警告の表示は、電動工具の外部から明確に識別できなければならない。 スイッチ又は制御装置のための表示は、スイッチ若しくは制御装置自体、又はそれらの近傍に表示しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.5	い。 8.5 様々な定格電圧に合わせるために調整が可能な電動工具の場合には、調整する電圧が明確に識別できるように表示しなければならない。	
				8.9	8.9 スイッチは、操作したときに危険を生じるおそれがある場合は、スイッチが電動工具のどの部分を制御するかを表示するか、又は電動工具のどの部分を制御するかが明確に分かる位置にスイッチを取り付けなければならない。	
				8.10	8.10 複数の固定位置をもつ電源スイッチは、“オフ”位置を表示しなければならない。	
				8.11	8.11 電動工具を操作中に調整する制御装置は、異なった位置を示すために数字を用いる場合、オフ位置は数字“0”又は記号“○”で表示し、より大きな出力、入力、速度などの位置は、より大きな数字で表示しなければならない。	
				8.12	8.12 この規格で要求する表示は、判読でき、かつ、耐久性がなければならない。	
				8.13	8.13 温度ヒューズ又はヒューズリンクを識別するための照合番号又は他の手段を、温度ヒューズ又はヒューズリンク上、又は温度ヒューズ又はヒューズリンクを交換するために必要な段階まで電動工具を分解したときに、明瞭に見える場所に表示しなければならない	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.14 箇条22 22.3 箇条24 24.6	8.14 取扱説明書及び安全説明書の説明文は読みやすく、背景と対照的でなければならない。 箇条22 内部配線 22.3 被覆の色が緑の導体及び緑と黄との導体は、接地用導体以外に用いてはならない。 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.6 クラスI電動工具の電源コードは、緑又は緑と黄色とで配色した被覆をもつ電線を備えなければならない。 クラスII電動工具で接地用端子に接続する電線は、緑と黄色とで配色した被覆をもっていないなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-1：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—